

医療法人 信岡会 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と家庭の調和を図り、仕事への意欲を高め働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年3月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年間休日を110日以上にし、年次有給休暇取得率を70%以上とする

<対策>

令和6年3月 ～

- ・各部署の年次有給休暇取得状況の把握
- ・就業規則の改定

令和6年6月 ～

- ・部門別取得状況、個々の取得状況を基に各部門の管理職と年1回の面談
- ・業務削減に向けたシステム等の導入

年2回（10月、1月）、衛生委員会で報告

目標2：安心して育児休業を取得し、職場復帰しやすい環境づくり

<対策>

令和6年3月 ～

- ・対象者に個別説明、相談窓口の周知
- ・配偶者の出産予定がある男性職員へ制度の説明
- ・育児休業中に職場復帰に向けての面談を実施
- ・本人の希望に応じて、育児休業中に職場での研修を行い、産前の業務と変更内容を把握して安心して復帰できるようにする。